

佐賀県告示第 30 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 8 年 1 月 31 日に失効する。

令和 8 年 1 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 3－{2－[(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル}－1 H－インドール－4－オール（通称名：4HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy McPT）及びその塩類
- (2) 化学名 2－[(4－イソプロポキシフェニル) メチル]－5－ニトロ－1－[2－(ピロリジン－1－イル) エチル]－1 H－ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne）及びその塩類
- (3) 化学名 2－{2－[(2, 3－ジヒドロベンゾフラン－5－イル) メチル]－5－ニトロ－1 H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N, N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名：Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。